

別紙

介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（令和6年度）等の提出について

(1) 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書

・提出期限及び提出様式

	提出期限	提出様式
現行3加算 ※令和6年4月・5月分	4月15日（月） 〔当日消印有効〕	次の①～④のいずれかの様式を選択。 ① 一般事業所向け 別紙様式2（2-1, 2-2, 2-3） ※年度内の区分変更がある場合 2-4追加
新加算 ※令和6年6月～ 令和7年3月分	4月15日（月） 〔当日消印有効〕 ※なお4月15日までに提出された計画書を変更される場合は、令和6年6月15日（土）まで計画の変更を受け付けます。	② 事業所数10以下の小規模事業者向け 別紙様式6（6-1, 6-2（事業所数分）） ③ 加算未取得事業所向け 別紙様式7（7-1） ④ 事業所数101以上大規模事業者向け 別紙様式2〔大規模事業者用〕 （2-1, 2-2, 2-3） ※年度内の区分変更がある場合 2-4追加

・提出方法

郵送（提出期限の当日消印有効の取扱とします。）

(2) 体制届出（体制等状況一覧表）

令和6年6月以降の新加算を算定（令和6年度末までの激変緩和措置により現行3加算相当の新加算V(1)～(4)を算定する場合を含む）する場合は、下記期限（居宅系サービス5月15日、施設系サービス6月1日）までに新加算に係る体制届出が必ず必要となります。

新加算算定に係る体制届出がない場合、令和6年6月以降の介護報酬において処遇改善関係の加算は算定されません。

・提出期限及び提出様式

	提出期限	提出様式
現行3加算 ※令和6年4月・5月分	4月15日（月）	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
新加算 ※令和6年6月～ 令和7年3月分	居宅系サービスの場合 5月15日（水）、施設系サービスの場合6月1日（土）	② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（該当サービスの処遇改善に係る加算の該当箇所）

・提出方法

メールによる提出を可とします。

【留意事項】

① 現行3加算に係る体制届出は、(1)令和5年度末の現行3加算の区分を令和6年4月または5月から変更する場合、(2)令和6年4月または5月から新たに現行3加算を取得したい場合以外は不要です。

<例>

- (1) R6.3 現在処遇改善加算 2→R6.4 処遇改善加算 1 に区分変更
：現行3加算に係る体制届出が必要
- (2) R6.5 新規事業所開設→R6.5 処遇改善加算、ベースアップ加算取得希望
：現行3加算に係る体制届出が必要
- (3) R6.3 現在処遇改善加算 1→R6.4,5 月も処遇改善加算 1 継続
：現行3加算に係る体制届出は不要

② 新加算に係る体制届出は、全事業所必須です。届出がない場合、令和6年6月以降現行3加算はシステム上引き継がれないことから処遇改善関係の加算が算定されなくなります。令和6年度末までの激変緩和措置により現行3加算相当の新加算V(1)～(14)を算定する場合においても必ず届出をしてください。